

## 秋田県告示第190号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和6年4月19日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日  
令和6年4月4日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
近与電気工事  
山本郡三種町豊岡金田字根岸64番地52  
近藤 与志雄  
秋田県知事許可（般－1）第6541号
- 3 処分の内容  
土木工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
令和6年4月4日付けで土木工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。